

職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」贈呈取扱要領細則 「デュアルシステム」部門

1 推薦及び申請の方法

(1) 推薦

ア 県立高等学校による推薦

県立高等学校のデュアルシステムに係る職場体験等受入事業所への「三重県教育委員会感謝状」（以下、「感謝状」という。）贈呈候補事業所の推薦を行う。

推薦は、10団体を上限として順位付けを行い、様式7を三重県教育委員会事務局高校教育課（以下、「高校教育課」という。）へ提出する。

イ 経済団体からの推薦

県立高等学校のデュアルシステムに係る感謝状贈呈候補事業所の推薦を行う。

三重県商工会連合会、三重県商工会議所連合会、三重県経営者協会及び三重県中小企業団体中央会それぞれにおいて20団体を上限として取りまとめ、順位付けを行い、様式8及び様式9を高校教育課へ提出する。

(2) 申請

県立高等学校における教育活動への参加をととしてキャリア教育の推進に尽力した事業所が申請を行う。申請を行う事業所は、様式10を高校教育課へ提出する。ただし、複数の経済団体に所属する事業所においては、いずれか一つの団体を通じて申請することとする。

2 推薦及び申請における基準

推薦及び申請があった年度（「当該年度」という）を含む連続して3年以上にわたって、県立高等学校のデュアルシステムの受入れを行うとともに、継続的に県立高等学校へ人材を派遣するなど、県立高等学校のキャリア教育推進を積極的に支援している事業所。ただし、推薦及び申請は、事業所ごとに行う。

※ デュアルシステムとは、高校と企業が連携し、学校での学習と企業での長期実習を組み合わせて学習する仕組みである。年間を通じて一定の曜日に企業実習を行う方法と、2週間から2カ月程度連続して集中的に企業実習を行う方法がある。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響によりデュアルシステムの実施ができなかったことについて、以下のとおり配慮する。

①令和2年度から令和4年度にデュアルシステムの受入れの予定や計画があったものの、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や計画の変更があった年度は、受入年度としてカウントする。

②令和2年度から令和4年度のうち、取組が行えなかった年度を、調査対象から除外する。

※ この場合、当該年度に基準を満たす取組を行っていれば、連続年数が途切れていてもよい。

3 推薦及び申請における留意事項

以下の事業所は推薦及び申請の対象外とする。

(1) 公的機関

(2) 職場体験受入企業等三重県教育委員会感謝状（平成27年度以前）の贈呈を、既に

受けた事業所

- (3) 本感謝状「デュアルシステム」部門の贈呈を、既に受けた事業所
- (4) 当該年度を含む過去3年以内に、高等学校卒業予定者の就職に係る採用選考等において、不適切な事例として指摘を受けた事業所

4 審査及び決定

(1) 審査要領

高校教育課は推薦又は申請のあったすべての事業所について、「職場体験等受入事業所への感謝状贈呈推薦書（又は申請書） 兼 審査調書」（様式7～10）により審査を行い、贈呈を決定する。

その際、必要に応じて県立高等学校、経済団体又は事業所から聴取等を行うことができることとする。

(2) 決定事項の通知

高校教育課は感謝状の贈呈決定を当該事業所並びにその推薦を行った県立高等学校若しくは経済団体に通知する。

5 贈呈

感謝状の贈呈は、高校教育課、又は推薦を行った県立学校若しくは経済団体等が事業所を訪問して行う。